



# 夙川中学校・高等学校

## いじめ防止・対応基本方針（2025.4）

### 【目次】

|                                                      |    |
|------------------------------------------------------|----|
| 夙川中学校・高等学校 いじめ防止・対応基本方針（2025.4） .....                | 1  |
| I 学園認識 .....                                         | 2  |
| 1 基本方針 .....                                         | 2  |
| 2 共通認識 .....                                         | 3  |
| 3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等 .....                           | 3  |
| 4 重大事態への対処 .....                                     | 4  |
| 5 その他の事項 .....                                       | 4  |
| II いじめ問題の理解 .....                                    | 5  |
| 1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法） .....                           | 5  |
| 2 基本認識 .....                                         | 5  |
| III 未然防止 .....                                       | 6  |
| 1 教職員のスキルアップ .....                                   | 6  |
| 2 実態の把握（初期サインの見取り） .....                             | 6  |
| 3 命や人権を尊重し豊かな心を育てる教育の実践 .....                        | 6  |
| IV 早期発見 .....                                        | 7  |
| 1 いじめの態様 .....                                       | 7  |
| 2 実態把握 .....                                         | 7  |
| 3 相談体制の整備 .....                                      | 7  |
| 4 保護者との連携 .....                                      | 7  |
| V 早期対応 .....                                         | 8  |
| 1 いじめ対応の基本的な流れ（いじめ事案発生からの対応・いじめ対応フローチャート P.9 参照） ... | 8  |
| 2 生徒対応（聴き取り時など）の注意点 .....                            | 8  |
| 3 保護者対応の注意点 .....                                    | 8  |
| 【いじめ発生時の組織的対応フロー（学校全体の取組）】 .....                     | 9  |
| VI 再発防止に向けて .....                                    | 10 |
| 1 法理解と対策推進の方針共有 .....                                | 10 |
| 2 いじめ対応における生徒指導の重層的支援構造化 .....                       | 10 |
| 3 いじめ対応チームを中心とした組織的対応 .....                          | 11 |
| 4 被害者救済と加害者背景理解の両立 .....                             | 11 |
| 5 教育環境整備・研修 .....                                    | 12 |



## I 学園認識

### 1 基本方針

須磨学園は、時代の要請と社会の要求に応えることを目標とし、次の段階の教育を受けるに相応しい「学力」と「人間性」を兼ね備えた目的意識の高い生徒の育成を目指している。様々な人のありようや価値観を認めていくこの時代の中で、自分以外の人たちとどのように関わり、繋がっていくのかについて、各々が真摯に向き合うことが肝要であると考えている。

学園として、生徒が「なりたい自分」になるための教育活動に主体的に取り組み、すべての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ根絶に向けて「心の問題」に関する実態調査を行うなどいじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、被害生徒の心のケアを最優先に、適切かつ速やかに解決するための「いじめ防止・対応基本方針」を定める。

当方針は、「いじめ防止対策推進法」、ならびに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省)」の内容に基づくものとし、当方針の効果的な運用と上記ガイドラインのチェックリストを有効活用することにより、学校としていじめの積極的な認知や早期発見・早期対応を徹底するとともに、いじめを重大化させない取り組みを進めていく。

【参照】 文部科学省 HP いじめ防止対策推進法（法律第 71 号）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm)

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和 6 年 8 月改訂版）

[https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext\\_jidou01-1336275\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-1336275_3.pdf)

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

[20240830-mext\\_jidou01-1336275\\_4.docx](https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-1336275_4.docx)



## 2 共通認識

いじめはすべての生徒に関係し、いつでも起こり得るものであるということを、すべての教職員が十分に認識する。このような認識のもと、いじめは人として決して許される行為ではないこと、いじめを受けた相手の立場になって考えることなどを日々の教育活動を通して生徒一人ひとりに十分理解させる必要がある。そのうえで、

**早期発見 ⇒ 早期対応 ⇒ 厳正な措置**

を実践するために、以下の指導体制を構築し、学校全体でいじめ防止に取り組んでいく。

## 3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

《日常の指導体制》

- ① いじめ防止等に関する措置を実効的に行うために、学年部、生徒指導部、特別支援教育委員会（生徒相談部）、人権教育推進委員会、道徳良心平和教育部（MCP 教育部）、スクールカウンセラー等との間で平素から密に連携を図りながら、学校全体でいじめ防止に取り組む。
- ② いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、生徒一人ひとりの小さな変化・サインを敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。さらに、適性・資質診断を年1回、「心の問題に関する生徒アンケート」を年2回実施して情報の収集を進める。
- ③ ネット上のいじめを防止するため、情報科の教職員だけでなく、すべての教職員が情報モラルに関する指導力の向上に努める。



## 4 重大事態への対処

### ① 重大事態とは

- i いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ii いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（「相当の期間」については、年間 30 日を目安とする）ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合、また生徒・保護者から重大事態に相当するような（「いじめにより重大な被害が生じた」という）申立があった場合には、学校は重大事態が発生したものとして、報告・調査等の対応に当たる。

重大事態は、事実関係が確定した段階を重大事態と呼ぶのではなく、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の段階を言い、この段階から対応を開始することを認識しなければならない。なお、調査結果において、いじめと重大な被害との関係が一切認められないなどの結論に至った場合でも、そのことにより遡及的に重大事態に該当しないことになるわけではない。

### ② 重大事態への対応

学校が重大事態と判断した場合、直ちに県知事に報告するとともに、学校が主体となりいじめ対応チームを中心に組織的に対応する。いじめ対応チームは、学園長・校長・教頭・生徒指導部・当該学年部・生徒相談部・スクールカウンセラー等で構成されるものとする。必要に応じて専門的知識及び経験を有する者による調査組織を設置する。

## 5 その他の事項

基本方針については、より実効的なものとなるよう、適宜必要に応じて見直すものとする。また随時学園理事や育友会からの意見も取り入れる。



## II いじめ問題の理解

### 1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に 在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、**当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの**をいう。

※この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。

※この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

参照 文部科学省 HP いじめ防止対策推進法（法律第 71 号）

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm)

### 2 基本認識

- ・「いじめはどの生徒にも起こりうる」
  - － 誰もが被害者にも加害者にもなり得る －
- ・「本人がいじめと感じれば、それはいじめである」
  - － いじめられたとする生徒の気持ちを重視する －
- ・「いじめは人として絶対に許されない」
  - － 人権や生命に関わる重大な問題である －



### Ⅲ 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学校・学級づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには「いじめは、どの学校、学級、部活動にも起こりうる」という認識をすべての教職員が持つことが重要である。好ましい人間関係を築き豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

#### 1 教職員のスキルアップ

- ① 理 解 「いじめ」について正しく理解し、全教職員がそれぞれの部署で予防活動に努める。情報の収集・共有や各種研修への参加を徹底し、理解を深める機会を充実させる。
- ② 気づき 生徒や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。そのためには何よりも平素のコミュニケーションを重んじ、場をともにする機会の確保が必要である。積極的な声かけや挨拶の励行、生徒の友人関係の変化に気づくための観察、生徒対応や個別指導をプライバシーに配慮して生徒が話しやすい環境で行う意識等、配慮を徹底する。

#### 2 実態の把握（初期サインの見取り）

- ① 生徒及び保護者への意識調査や個別面談、心の問題アンケート、適性・資質診断の定期的な実施・分析・共有を通して生徒の実態把握に努める。適性・資質診断については外部講師を招き、年度ごとに分析・共有・研修の場を設ける。
- ② 各調査結果、面談時の様子から生徒のストレス面に対して高い感度で判断して対応する。

#### 3 命や人権を尊重し豊かな心を育てる教育の実践

- ① 道徳授業を充実させる … 未発達な考え方や道徳的判断の低さから起こるいじめを防止する。
- ② 心の状態(変化)の把握（xyzT シートの活用） … 本校独自の取り組みとして行っている、心の状態を確認するシートの活用を通して、人間性豊かな心を育む。
- ③ 外部研修、海外研修、異文化交流からの学びを人権尊重に繋げるよう促す。



## IV 早期発見

### 1 いじめの態様

#### ① 物理的いじめ

- i 暴力 … 叩く、蹴る、ぶつかる、転ばせる（遊ぶふりをする場合あり）
- ii たかり … 金品の強要、おごりの強要、使い走りや危険行為の強要等
- iii 嫌がらせ … 持ち物を隠す、壊す、捨てる、落書きをする等

#### ② 心理的いじめ

- i 言葉 … 冷やかす、からかい、悪口、あだ名、脅し文句、悪い噂の流布
- ii 仲間外し … 複数での無視、避ける行為等
- iii 嫌がらせ … 睨む、ネット・SNS やメールによる誹謗中傷、画像流出等

### 2 実態把握

- ① いじめ早期発見のためのチェックリストの活用
- ② 初期サインの見取り
- ③ 保護者・周囲からの情報把握
- ④ 心の問題に関する生徒アンケートからの抽出

### 3 相談体制の整備

- ① 個別面談習慣の設定（学期に1回は実施）
- ② 生徒相談部・スクールカウンセラーとの連携
- ③ 校内外の相談窓口の周知
- ④ 外部機関との連携

### 4 保護者との連携

- ① 保護者会、3者面談、学級懇談会の設定
- ② グループウェアの有効活用



## V 早期対応

### 1 いじめ対応の基本的な流れ

(いじめ事案発生からの対応・いじめ対応フローチャート P.9 を参照)

- ① いじめを受けた生徒の立場に立って事象や状況を捉える。
  - ・ 生徒がいじめられていると感じたら、苦痛を申し出たら、いじめと認識して対応する。
- ② 希望的観測をしない。
  - ・ いじめは「すべての生徒に関係し、いつでも誰にでも起こりうるものである」という認識をもって、あらゆる予断や思い込みで判断せず、事実を正確に把握するように努める。
- ③ 固定観念や硬直したイメージにとらわれない。
  - ・ 「この生徒はいじめられるはずがない」「この生徒はいじめをするはずがない」等の固定観念や先入観を持たず、事実を冷静に受け止めて対応する。

### 2 生徒対応（聴き取り時など）の注意点

- ① 基本的に被害生徒と同性の教員が聞き取りを担当する。
- ② 聞き取りの際の人選(話しやすい人)や場所に配慮する。
- ③ 個々のプライバシーに配慮しながら、状況の把握に努める。
- ④ 具体的な事案内容（されたこと・したこと）を確認し、文字化を指示する。
- ⑤ 情報に食い違いが無いか、複数の教職員で確認しながら聴き取りを進める。1名は必ず記録を取る。  
記録の管理や必要に応じた外部への情報提供の際には、必ず部門長の許可を要するものとする。  
なお記録の管理期間を原則5年とする。
- ⑥ 被害生徒には聴き取りとともに今のつらい気持ちを受け入れ、共感する姿勢を大切にする。
- ⑦ 生徒の個人情報については取り扱いを十分に注意する。

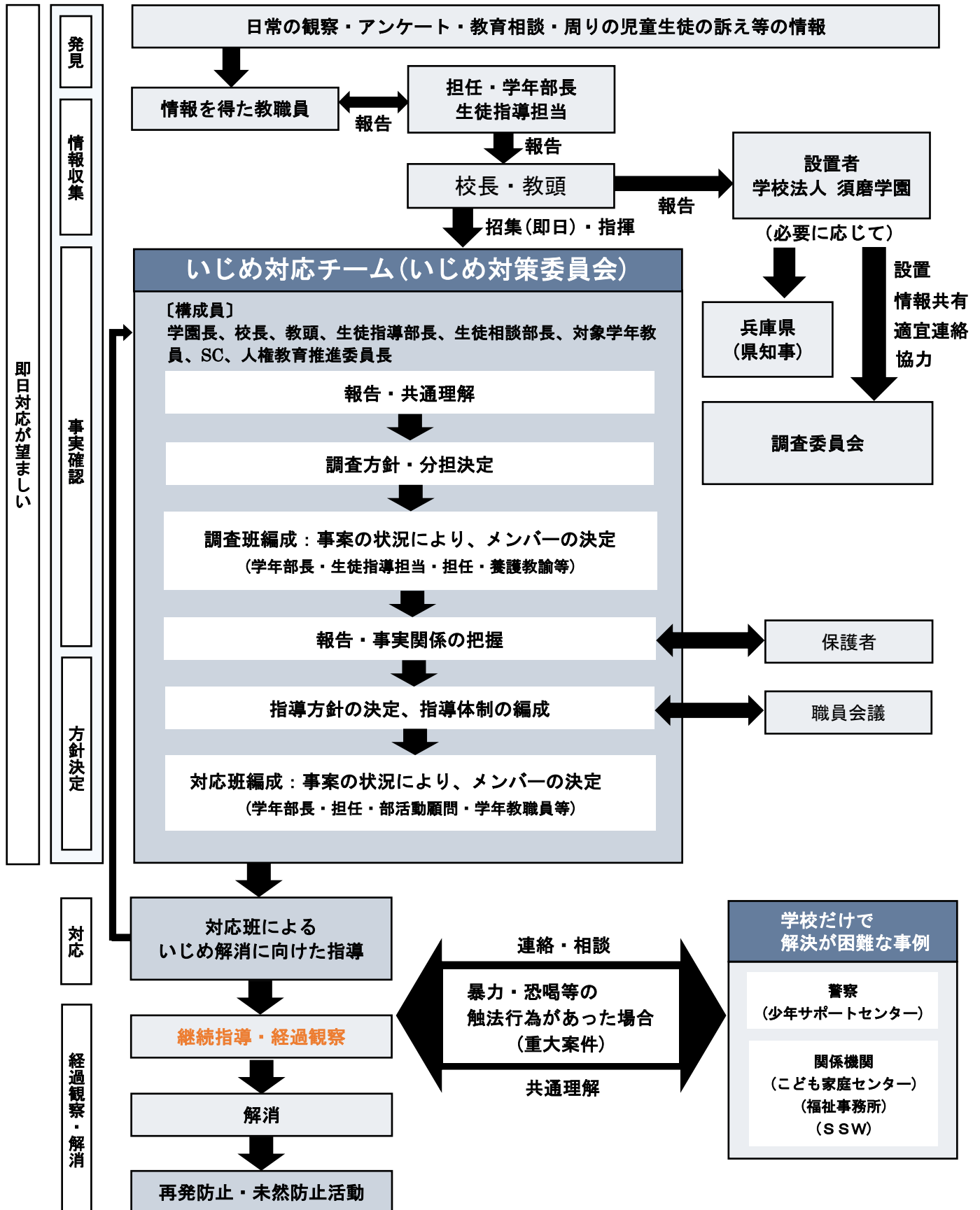
### 3 保護者対応の注意点

- ① 被害生徒の保護者には事実確認をしたその日のうちに情報を伝える。
- ② 学校の指導方針と今後の対応について明確に伝える。
- ③ 被害生徒の保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ④ 継続的に保護者と連携をとりながら、解決に向かって取り組む姿勢を伝える。
- ⑤ 加害生徒の保護者には正確な事実関係を説明し、生徒の供述文を提示して理解を求める。
- ⑥ 生徒の変容を図るために、今後の関わり方を一緒に考え、具体的助言をするなど連携を図り支援する。
- ⑦ 生徒の個人情報の取り扱いについて、十分に配慮する旨を約束し実行する。

参照 兵庫県教育委員会 HP いじめ対応マニュアル<改訂版>  
<http://www.hyogo-c.ed.jp/~gimu-bo/ijimetaiou/manyuaru2908.pdf>



## 【いじめ発生時の組織的対応フロー（学校全体の取組）】





## VI 再発防止に向けて

### 1 法理解と対策推進の方針共有

組織的ないじめ防止対策を進める上で、全教職員が適正に法やガイドラインを理解することは必須であることを認識し、学園組織をあげて提言に沿った新たな「いじめ防止・対応方針」を策定する。その上で専門家による法やガイドラインの理解と対策推進の方針共有に向けた全教職員対象の研修会を定期的実施する。また全教職員対象に、定期的な生徒指導部主催研修会の実施などを通して全教職員がいじめ防止・対応基本方針の共有を徹底する機会を設ける。加えて定例の職員会等において、個別の発生事案についての情報共有を行い、それぞれの案件から得られる教訓を共有する。

### 2 いじめ対応における生徒指導の重層的支援構造化

教育基本法で定義されている「児童生徒が自身を個性的存在として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを支える働き（機能）」であり、「学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つもの」という生徒指導の意義について、生徒指導研修会などを通して全教職員の認識徹底を図る。また「児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えること」という生徒指導の目的、ならびにその達成に求められる生徒一人一人の「自己指導能力」の獲得について、その重要性を認識する。

生徒の育ちの変化や生徒の課題の多様化・深刻化に即応する生徒指導の基本的な進め方として、重層的構造の支援が求められる。重層的支援構造(新生徒指導提要一文部科学省 2022)は、以下の①～④で構成される。

- ①発達支持的生徒指導（人権教育や市民性教育を通じた働きかけ）
- ②課題未然防止教育（道徳やホームルーム活動等におけるいじめ防止への取り組み）
- ③課題早期発見対応（アンケート・面談・健康観察等による気づきと被害生徒の安全確保）
- ④困難課題対応的生徒指導（いじめの解消に向けた組織的な指導・援助）

この構造について、生徒指導部主催の研修会などの機会を設け、全教職員に共有を徹底し、今後の生徒指導の際に活かされる指導体制の構築を図る。

また本校の生徒指導について、上記の重層的支援構造に照らして、「困難課題対応的生徒指導」として、特定生徒を対象とする懲罰的な事後対応（リアクティブの生徒指導）に偏っていないかどうかを慎重に検証する。プロアクティブな生徒指導が不十分な傾向とならないよう、生徒指導の個々の事案につ



いて、当該学年教員のみならず職員会や研修会などにおいて全教職員に共有し、ケースごとの教訓から今後の指針を学ぶことができる体制を構築する。また生徒指導部を中心とする個別の事案についての見直し機会の確立（研修会・当該学年への確認）を図る。

加えて予防段階から保護者に対して「いじめ防止」や「SNSトラブル防止のためのネットリテラシー」等について、グループウェアの活用や専門家等による定期的な講演会の実施啓発や情報提供を行うことにより、家庭側でも理解を深め、今後の協力体制の円滑化を促す。

### 3 いじめ対応チームを中心とした組織的対応

いじめ防止・対応基本方針を形骸化させず、トラブル時には担当の教職員に加えて養護教諭やカウンセラー等を含む専属の「いじめ対応チーム」で事実を確認・整理・共有し、早期にアセスメントして被害者保護を最優先に対応する。

「いじめ対応チーム」は、第一報を受けた時点で、即日校長がメンバー（教頭・学年部長・学級担任・生徒指導部・養護教諭・カウンセラー等）を招集し、状況の確認と共有を行う。その後校長がリーダーを務め、必要項目ごとに「いじめ対策委員会」を開催する。また当委員会では学園長が顧問を務め、校長とともに指導の方向性の判断や最終決裁を担うものとする。

いじめ事案が発生した際には、担任等該当学年教員による被害生徒の状況確認、加害生徒の特定、双方の保護者への事実報告・生徒の自宅待機指示等の初動を迅速且つ適切に行うとともに、この初動と連動して即日いじめ対応チームを立ち上げ、丁寧な問題理解・生徒理解と、それらに基づくアセスメント・支援方針・支援計画の検討・決定と共有を行う。初期対応とともに立ち上げられたいじめ対応チームにおいては、チーム支援の体制のもと、PDCA サイクルにより、当事者（被害生徒・加害生徒）からの丁寧な事実確認、関係者からの健康面・心理面・社会面（人間関係）等情報収集とそれらをもとにした多面的な生徒理解（例：BPS モデル）に基づくアセスメントと、その後の支援方針・計画の検討・共有、支援の実践・経過の確認、フォローアップ等を進めるものとする。以上を生徒指導部主催の研修会などにおいて全教職員に共有・強調し、個別の事案における進捗確認と情報・教訓の共有のため、記録（データ化）して生徒指導部の管轄のもとに専用フォルダにて保持する。

### 4 被害者救済と加害者背景理解の両立

- ① 被害者救済を軸に、加害者背景理解とも両立させながら対応を進めることを基本方針の前提とする旨を職員会や研修会等を通して全教職員で認識する。相互の背景や状況把握を十分に行い、精神面のサポートやケアプランを組み立てる中で、特に被害者の状況を注視し、配慮を徹底する旨を対応にあたる者すべてが共有する。謝罪の場などを設定する際にも、特に被害者の状況についての最大限の理解を前提として適切に対処する。またカウンセリングの受診斡旋や心身へのケア体制（保健室・相談室利用方法）など、実務面での手続きを平素より整理しておく。
- ② 加害者への懲戒一辺倒とならないように、内面的成長を促す指導を心がけ、対応にはカウンセリングを取り入れる。



- ③ 必要に応じて警察・県（教育委員会）や医療・福祉専門機関との連携を行う。連携の判断は上記の「いじめ対応チーム」が行うものとする。
- ④ いじめ案件は個人に深く関わる情報を扱うため、「個人情報保護」「生徒及び保護者のプライバシー」への配慮指針について、職員会や研修会の際に確認・共有を徹底する。個人情報に関する内容記載の書面については、いじめ対応チームにおける確認後、または一連の対応終了後には生徒指導部保管の一部、ならびに関係者のみ閲覧可能なデータを除き破棄するものとする。

## 5 教育環境整備・研修

- ① 生徒のストレス状態や不登校経験の有無などを丁寧に把握し、学年部を中心に、教職員が強固な協力体制のもと指導に関わることを、職員会や研修会などにおいて申し合わせる。必要に応じて、入学時の小学校・中学校等からの情報収集を行うとともに、保護者からのヒアリングを行う。また定期的な個別面談やカウンセリングなどの支援策を拡充し、学年部や生徒指導部を中心に、声かけや見守りの体制を整備する。
- ② 生徒対象に、適性・資質診断や心の問題についてのアンケート、ならびに保護者対象に意識調査を定期的に実施し、その結果を共有・分析する場を確立する。適性・資質診断については専門のアドバイザーによる分析会の実施を継続し、いじめ対策チームから校長・教頭・学年部の責任者が出席して情報提供を受けるものとする。その内容は学年ごとにデータ管理し、学級担任など学年部の責任者が必要と認める担当者への共有を行う。
- ③ グループウェアや HP を通した相談窓口の案内等を通して保護者への情報発信や地域との連携を図る。
- ④ 当基本方針については毎年定期的に振り返りを行い、必要があれば状況に応じて柔軟に改訂を行い、「常にアップデートされる方針」として機能させる。その際 ISO の基本方針や規定に基づくことを前提とし、生徒や保護者を対象に行うアンケートや意識調査の結果を柔軟に取り入れるものとする。